

JOC ジュニアオリンピックカップ大会

第 37 回全日本ジュニア馬場馬術大会 2020 実施要項

主催：公益社団法人 日本馬術連盟

運営：馬場馬術本部実行委員会

2020 年 9 月 25 日更新（下線部）

※今後の新型コロナウイルス感染症の影響や会場との調整により、内容について変更になる場合がありますのでご注意ください。

※また、新型コロナウイルス感染症対策の一環で、厩舎や競技場内への入場制限をかける場合がありますので、ご注意ください。

1. 期日 2020 年 11 月 21 日(土)～22 日(日)

2. 会場 日本中央競馬会 馬事公苑

3. 競技種目および実施課目

第 1 競技 JOC ジュニアオリンピックカップ／ヤングライダー馬場馬術選手権

①FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目 2009（2018 年更新版）

②FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2006（2017 年更新版）

※ ①において上位第 15 位まで（第 15 位で同率の人馬を含む）が②に出場できる。

※ 但し、②の出場は、第 15 位以内であっても①において 57%以上の最終得点率を獲得した人馬に限る。

※ また、上位第 15 位以内の選手で 57%以上の最終得点率を獲得した人馬のうち、②への出場を辞退した人馬が居た場合は、順次繰り上げを行うが、いずれにしろ 57%以上の最終得点率を獲得した人馬が②への出場となる。

※ ①と②における各人馬の得点率の合計により選手権の順位を決定する。

第 2 競技 ジュニアライダー馬場馬術選手権

①FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009（2018 年更新版）

②FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2006（2017 年更新版）

※ ①において上位第 15 位まで（第 15 位で同率の人馬を含む）が②に出場できる。

※ 但し、②の出場は、第 15 位以内であっても①において 57%以上の最終得点率を獲得した人馬に限る。

※ また、上位第 15 位以内の選手で 57%以上の最終得点率を獲得した人馬のうち、②への出場を辞退した人馬が居た場合は、順次繰り上げを行うが、いずれにしろ 57%以上の最終得点率を獲得した人馬が②への出場となる。

※ ①と②における各人馬の得点率の合計により選手権の順位を決定する。

第 3 競技 チルドレンライダー馬場馬術選手権

①JEF 馬場馬術競技 L1 課目 2013（2018 年更新版）

②JEF 馬場馬術競技 L2 課目 2013（2018 年更新版）

※ ①において上位第 15 位まで（第 15 位で同率の人馬を含む）が②に出場できる。

※ 但し、②の出場は、第 15 位以内であっても①において 57%以上の最終得点率を獲得した人馬に限る。

※ また、上位第 15 位以内の選手で 57%以上の最終得点率を獲得した人馬のうち、②への出場を辞退した人馬が居た場合は、順次繰り上げを行うが、いずれにしろ 57%以上の最終得点率を獲得した人馬が②への出場となる。

※ ①と②における各人馬の得点率の合計により選手権の順位を決定する。

4. 出場順

- (1) 第1競技①、第2競技①、第3競技①の出場順は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 第1競技②、第2競技②、第3競技②の出場順は、第1競技①、第2競技①、第3競技①の結果のリバースオーダーを基本とする。
- (3) 競技を複数の馬場で同時進行するため、出場順を調整する場合がある。

5. 参加資格

- (1) 選手は、参加申し込み時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- (2) 選手は 2020 年 12 月 31 日時点で次の年齢であること。
ヤングライダー : 16 歳～22 歳
ジュニアライダー : 14 歳～18 歳
チルドレンライダー : 10 歳～16 歳
- (3) 馬匹は、参加申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

6. 参加条件

- (1) 選手は第1競技、第2競技、第3競技に重複して申し込むことはできない。
- (2) 馬の出場は同一競技 1 回限りとする。
- (3) 同一競技への出場は、1 選手 1 頭を限度とする。

注 意

- (4) 参加申し込みする人馬のコンビネーションは、**2019 年 7 月 1 日から 2020 年 10 月 11 日まで**に開催された公認競技会において、以下に示す課目の認定種目に **2 回以上出場**し、上位 2 回の平均が 55%以上であること。なお、決勝課目（各②に示す課目）への出場実績は問わない。
さらに、上記をクリアした人馬が、以下に示す出場枠数を超えた場合は、上位 2 回の平均成績の上位から出場権を与える。なお、出場辞退があった場合は、参加条件を満たす範囲で順次繰り上げる。

【競技別出場権獲得認定種目】

第1競技	ヤングライダー馬場馬術選手権	FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目
第2競技	ジュニアライダー馬場馬術選手権	FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目
第3競技	チルドレンライダー馬場馬術選手権	JEF 馬場馬術競技 L1 課目または L2 課目

【競技別出場枠数】

競技名	出場枠数	リザーブ数
第1競技 ヤングライダー馬場馬術選手権	40	20
第2競技 ジュニアライダー馬場馬術選手権	40	20
第3競技 チルドレンライダー馬場馬術選手権	40	20

*各競技の出場権獲得人馬は、2020 年 10 月 11 日時点で登録がある馬匹を対象に、対象期間に実施された公認競技会における成績に基づき算出する。新型コロナウイルス感染拡大防止のための参加条件緩和により、今年度は日馬連 Web サイトに掲載されるランキングは使用しない。

7. 競技会規程

日本馬術連盟競技会関連規程令和 2 年度版、日本馬術連盟獣医規程による。

8. 参加料

- (1) 選手参加料 21,000 円/1 人馬
※ 参加料の内、1 競技あたり 2,000 円を任意のオリンピック協賛金とする。
- (2) 馬匹参加料 16,000 円/1 頭
- (3) 振込先 三井住友銀行 日本橋東支店 普通
(口座番号) 7473283 (名義) 馬場馬術本部実行委員会

※ 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする（振込み以外は受け付けない）

※ 一度納入した参加料は、競技に出場しない場合でも返却しない。ただし、主催者側の都合により競技をやめた場合は、この限りでない。

9. 申込方法および締切

- (1) 参加申込は、出場獲得人馬発表よりオンラインで受け付けし、**2020 年 10 月 22 日 (木)** までとする。
- (2) 申込に不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。

10. 宿泊

- (1) 選手および選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- (2) 厩舎地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火気の使用は認めない。
- (3) 馬取扱人の宿泊については各自手配すること（会場内は宿泊できない）。

11. 参加馬の入厩および退厩

- (1) 滞在できる期間は、2020 年 11 月 19 日 (木) ~11 月 22 日 (日) とする。
- (2) 入厩時間は、11 月 19 日 (木) および 20 日 (金) の 9:00~16:00 とする（所定の時間外に入苑することはできません。また、道路交通法により、馬事公苑付近の公道で駐停車はできません）。申込時に到着予定時刻を申告すること。なお、入厩当日の準備運動馬場開放時間は、11 月 19 日 (木) 13:00~16:00 および 11 月 20 日 (金) 8:00~16:00 とする。
- (3) 競技開催中は、馬運車の移動はできない場合がある。
- (4) 入退厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行うこと。（入退厩手続きについては、決定次第発表する）
- (5) 参加馬は、主催者から提供された馬番号を、競技の間を通じて装着していなければならない。

12. 馬糧・敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

13. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 カ月以内に 2 回目のワクチン接種を行い、その後、7 カ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場に入厩する 6 カ月+21 日以内に補強接種（または基礎接種の 2 回目）を受けていなければならない。ただし、競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
 - ・2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中（3 カ月）の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

14. 打合せ会

新型コロナウイルス感染を防止する為、打合せ会は実施いたしません。代替の対応方法については、別途ご案内します。

15. 表彰式

新型コロナウイルス感染を防止する為、表彰式については例年とは異なる形式での実施の可能性があります。

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には原則として選手が正装で参加すること。正当な理由なく参加しない場合は入賞の資格を失う。なお、選手が参加できない場合は代理を可とするが、その場合も正装で参加すること。

16. 褒賞

- (1) すべての競技と実施課目で表彰を行う。
- (2) 第1競技①・②、第2競技①・②、第3競技①・②は第1位の選手に賞杯を贈り、上位1/4までに馬リボンを贈る。ただし、出場人馬が20組以下の場合は、5位までを入賞とする。
- (3) 各選手権は、第10位までを入賞とし、第1位から第3位までの選手に賞状・メダル・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (4) 各選手権競技の優勝者の賞典は下記による。
 - ・ヤングライダー馬場馬術選手権
日本馬術連盟会長賞
城戸賞
JOC ジュニアオリンピックカップ
日本中央競馬会賞
エルメス賞（エルメスの鞍）
 - ・ジュニアライダー馬場馬術選手権
日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞
 - ・チルドレンライダー馬場馬術選手権
日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞
- (5) 入賞した馬匹の所有者に対し、下記の通り飼育奨励金を支給する。支払いは銀行振り込みとし、馬匹所有者は、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。なお、この飼育奨励金は、表彰を受けた者の雑所得となるため、収入に上げる必要があり、申告の対象となる。

	第1位	第2位	第3位
第1競技	50,000	30,000	10,000

17. 自由演技課目に使用する音楽 CD

- (1) 自由演技課目に使用する音楽 CD については、**録音利用明細書**（一般社団法人日本レコード協会、一般社団法人日本音楽著作権協会 共通様式）を大会主催者に提出する。オリジナル曲の場合も必ず提出する。
なお、録音利用明細書については、当連盟ホームページからダウンロードする。
- (2) **録音利用明細書**については、自由演技（第1競技-②、第2競技-②）に出場を考えている選手は、大会の申込締切日までに日本馬術連盟まで FAX（03-3297-5617）、郵送、メール（music@equitation-japan.com）のいずれかの方法で提出する。
- (3) **音楽CD**については、大会会場において、主催者に提出する。また、音楽CDには選手名、馬匹名、種目名を明記し、バックアップ1枚を含む計2枚を提出すること。
尚、CDの表面にシール等の添付がある場合は、機械が読み取れないことがある為、添付は避けること。
- (4) CD作成にあたっては、使用する楽曲のみを保存し、入場曲付きとすること。使用媒体はCDのみとし、MD・カセットテープ等は不可とする。

18. 海外強化合宿

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、海外強化合宿は実施しない。

19. その他

- (1) 場内で、競技に差し障りのない場所を選定し、報道関係者等による写真・ビデオ撮影を行う。
- (2) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (3) 選手は、健康保険証（またはそれに代わるもの）、乗馬登録証および馬の健康手帳を持参すること。
- (4) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (5) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- (6) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (7) 厩舎地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (8) 厩舎地区およびその周辺は火気厳禁とする。
- (9) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- (10) 競技会場が定める遵守事項および打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (11) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。厩舎地区は全面駐車禁止とし、車両は定められた駐車場を利用すること。
- (12) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (13) 選手および関係者はメディカルカードを常に携行すること。
- (14) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。